

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 25 年 9 月 20 日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区障害者計画・第 4 期障害福祉計画策定支援業務委託

#### (2) 目的

①世田谷区障害者計画（せたがやノーマライゼーションプラン）は、障害者基本法第 11 条第 3 項により策定を義務付けられている市町村障害者計画であり、障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるものである。また、世田谷区障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく計画であり、障害福祉サービスの提供体制の確保等を定めるものである。

②現行の障害者計画は、策定より 8 年が経過しており、計画期間も平成 26 年度までとなっている。また、障害福祉計画は 3 か年計画であり、現行の第 3 期計画が平成 26 年度までで終了する。この間に区を取り巻く社会経済情勢も大きく変化していることから、今日の障害者福祉の考え方に立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら、策定を進めていくこととなる。

③また、現在策定中の新たな世田谷区基本構想及び基本計画や、世田谷区地域保健医療福祉総合計画と内容の整合性等を図る必要もある。そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、及び国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者を募集する。

#### (3) 業務内容

障害者計画（平成 27 年度から平成 32 年度まで。ただし、計画期間は検討中）及び障害福祉計画（平成 27 年度から平成 29 年度まで）に関する次の内容とする。

①障害者及び事業者を対象として区が実施する障害者施策に関する実態調査の集計を行うこと。

②障害者計画及び障害福祉計画策定の前提となる論点を整理し（国等の動向や先行事例等の調査・分析を含む。）、計画策定に関する障害者施策推進協議会（1 回程度開催予定）、学識経験者（協議会委員）による検討会（4 回程度開催予定）、策定委員会・作業部会（6 回程度開催予定）等を使用する資料を、区担当者との打合せを踏まえ、作成すること。

③学識経験者（協議会委員）による検討会（4 回程度開催予定）、策定委員会・作業部会（6 回程度開催予定）等に参加し、検討に必要な情報提供を行うこと。

④障害者計画及び障害福祉計画の「検討のまとめ」の作成

#### (4) 履行期間

平成 25 年 11 月下旬（予定）から平成 26 年 3 月 31 日（月）まで

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3 提案書を特定するための選定方法

#### (1) 選定委員会

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置する。

#### (2) 選考方法

選定委員会にて、提案書の内容および、参加表明者によるプレゼンテーションとヒアリングについて、評価基準により評価を行う。

#### (3) 決定

選考の結果を踏まえて、選定委員会が最も優秀と認められる事業者を決定する。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務を行うために必要な障害者福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (3) 本件に類似する事業の実績
- (4) 企画提案内容の的確性
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号  
世田谷区保健福祉部計画調整課 計画担当  
（世田谷区役所第 2 庁舎 2 階、23 番窓口）  
電話：03-5432-2428 ファクシミリ：03-5432-3017

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成 25 年 9 月 20 日（金）から平成 25 年 10 月 4 日（金）まで  
場所：世田谷区ホームページでの閲覧  
方法：区ホームページからのダウンロードによる

#### (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成 25 年 10 月 4 日（金）午後 4 時まで必着  
場所：上記（1）担当部課に同じ  
方法：持参、または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

#### (4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成 25 年 10 月 25 日（金）午後 4 時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：持参に限る

## 6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5）関連情報を入手するための照会窓口 上記 5（1）担当部課に同じ。
- （6）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （7）詳細は説明書による。